

令和 8 年（フ）第 2 1 9 号

横浜市中区山下町24－8－404
破産者 ロジスティックス株式会社

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 3 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第 3 民事部

令和 8 年（フ）第 3 1 2 号

神奈川県茅ヶ崎市東海岸南 4 丁目11番32－301号ベルメゾン茅ヶ崎

破産者 こんさるだいがく株式会社

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 3 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第 3 民事部

令和 8 年（フ）第 6 7 9 号

横浜市瀬谷区瀬谷 4 丁目 7 番地28

破産者 株式会社レリーフ

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 3 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第 3 民事部

令和 8 年（フ）第 1 1 6 1 号

横浜市鶴見区馬場 3 丁目 1 番26号

破産者 株式会社 C O L O R S

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 3 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第 3 民事部

令和 7 年（フ）第 9 3 号

三重県名張市百合が丘東 7 番町209番地

破産者 ガレージダブリューこと渡 広之

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 3 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

津地方裁判所伊賀支部

令和 7 年（フ）第 1 1 3 3 号

京都市中京区御池通東洞院東入笹屋町436

永和御池ビル606号

破産者 株式会社トライアンフ

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 3 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

京都地方裁判所第 5 民事部破産係

令和 7 年（フ）第 1 1 3 4 号

京都市山科区勧修寺御所内町26番地 カーサスカイ I 101、前住所京都市南区唐橋花園町63番地 4

破産者 黒島 悠一

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 3 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

京都地方裁判所第 5 民事部破産係

令和 7 年（フ）第 6 1 9 1 号

大阪市浪速区難波中 3 丁目15番 9 号

破産者 株式会社クリステイ

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 3 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第 6 民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和 7 年（フ）第 6 8 号

長野県岡谷市加茂町二丁目17番816号、開始決定時の住所長野県諏訪郡下諏訪町社東町220

破産者 北原 光

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

長野地方裁判所諏訪支部

令和 7 年（フ）第 7 0 号

長野県佐久市原569番地58

破産者 北原 守

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

長野地方裁判所諏訪支部

令和 8 年（フ）第 1 0 号

長野県茅野市宮川4572番地 2

破産者 白鳥 美愛

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

令和 7 年（フ）第 3 号

島根県隠岐郡海士町大字海士1456番地12

破産者 青戸 仁志

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月31日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所西郷支部破産係

令和 6 年（フ）第 2 0 4 号

仙台市宮城野区福住町18番地の20 シャームゾン桜101、前住所岩手県上閉伊郡大槌町大槌第10地割52番地 1

破産者 山岸千鶴子

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第 2 民事部

令和 7 年（フ）第 4 1 5 号

岩手県岩手郡雫石町上町東25番地 3

破産者 畠山 操

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第 2 民事部

令和 8 年（フ）第 8 8 号

岩手県宮古市八木沢一丁目 8 番 3 号

破産者 三浦久美子

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第 2 民事部

令和 8 年（フ）第 8 9 号

岩手県宮古市八木沢一丁目 8 番 3 号

破産者 三浦 宏太

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第 2 民事部

令和 8 年（フ）第 9 1 号

茨城県水戸市赤塚 1 丁目2059番地 サンライズ K Y102号

破産者 篠原 剛文

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和 8 年（フ）第 1 0 0 号

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町717番地の 9

破産者 今野 祥子

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和 7 年（フ）第 8 5 号

山梨県上野原市上野原1796番地

破産者 杉本比佐夫

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 1 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和 7 年（フ）第 8 2 5 号

札幌市中央区南 8 条西25丁目 2 番12－401号

破産者 叶内 浩也

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 2 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第 4 部